

# 『西方指南抄』所収「法語十八條」について

永井隆正

一

『西方指南抄』には、中巻本の「法語十八條」、中巻末の「決定往生三機行相」及び「名号の勝徳と本願の体用」、下巻本の「浄土宗の大意」、下巻末の「四種往生の事」の五編の『黒谷上人語灯録』や法然の伝記類に含まれる遺文と対応しないものが所収されている。これら五編の遺文を検討することをせず、『西方指南抄』を親鸞の編集説や転写説に導くことは結論を急ぎすぎのよう感じられる。この中、「浄土宗の大意」については、藤堂恭俊博士や靈山勝海氏により、法然真撰説に疑問が提示されているが、他については詳細に検討されることはなかった。小論は、「法語十八條」について、その題名及び第一条の法語について少し検討を試みようとするものである。

二

「法語十八條」又は「十七条法語」とも呼ばれている『西方指南抄』中巻本に所収されている遺文には、元來題名が付されているわけではない。同じ遺文について、なぜ法語数が違うのか、まずこの疑問から解決を試みることにする。

『親鸞聖人真蹟集成』第五巻により、その書写形態を見ると、「或人念仏之不審アルトモシノラ故聖人奉問コトヲマツル曰イハク第二十願タイニシツハ大綱タイマシノ願ナリ（以下略）」で始まり、改行して「又阿弥陀經イハミタノキヤウ已イハ発願ハツク等トハコレ三生之証也サイサンノシユウ」と続き、改行して「又云阿弥陀經イハミタノキヤウ等トハ浄土門出世シヤウトモシノノ本懷ホンケイナリ（以下略）」と続き、以下、改行して、「又云」という書式で法語が続いているのである。後世の『西方指南抄』流伝の中で、法語数はどのように理解されていくのか、そのポイントは親鸞の書写形態と、法語の内容理解にあるようである。

まず、覚信本を検討する必要があるが、今は覚信本を堯惠

が転写したものを底本として出版されたといわれる万治四年の版本、さらにそれを再治した元禄七年版には、真蹟本とは違う翻刻の仕方が見られる。今問題とする「法語十八條」の最初の文章が、その前の「法然聖人御夢想記」の文章が終った後、改行されずに翻刻されている。真蹟本では明らかに丁の裏表のかわりがあり、朱点で新しい遺文であることを示しているにもかかわらずである。さらに版本は、七行目で改行し、「又阿弥陀經ノ已発願等ハ」の法語に、「又云。阿弥陀經等ハ。浄土門ノ出世ノ本懐也」の法語を改行せずに続けて、「阿弥陀經」に関する一条の法語として理解している。このような改行の仕方では全体の法語教を見ると十八條になるが、これらの版本には題名は付されていない。明治三十三年刊の『真宗法要拾遺』、翌年刊の『真宗仮名法典』所収のものも、これら版本と同様の理解をしている。

次に、元禄版の定本としたといわれる『真宗聖教全書』（興教書院刊）所収のものは、「又『阿弥陀經』の已発願等」の法語は、改行されていると見るべきか、前の文章の続きと見るべきか判断はつけがたいのであるが、それ以降のものは、真蹟本のように独立させた法語として表記している。ところが、その表記に従って法語を数えると、「十七条法語」と題名が付された法語数と矛盾して、十九又は十八法語になってしまうのである。少くとも、「又云。近代の行人、觀法をも

ちあるにあたはず（以下略）」の法語を第四番目の法語にしなければ「十七条法語」にはならない。となると、「又『阿弥陀經』の已発願等」の法語は改行されているのではなく、第一条の法語と理解すべきであろう。しかし、それでも、以下の三条の法語を独立して扱えば、法語数は十八條になってしまうのであり、題名と矛盾してしまう。

ところで、版本からの翻刻ではなく、真筆本を底本として翻刻したとされる『大正新修大藏』第八十三卷所収のものは、真蹟本に見られるものとは全く違う翻刻をしているのである。まず、法語の最初が、万治・元禄版と同様に「法然聖人御夢想記」に続いて、改行されずに翻刻されていることである。さらに、「阿弥陀經」についての二つの法語を一条の法語として理解しているのである。また、真蹟本を見ても、版本においても、本来別々の条として独立して扱われている「又云。我安置スルトコロノ一切経律論ハ。コレ觀經所撰ノ法也」と「又云。地藏等ノ諸菩薩ヲ蔑如スヘカラス。往生以降伴侶タルヘキカユヘナリト」の二条の法語が一条の法語として理解され、全体として十七条の法語となっている。『大正新修大藏經』と同様の法語の配列をしているのは、石井教道博士編『昭和重修法然上人全集』所収のものである。これには「十七条御法語」と題名が付されているのである。これら『大正新修大藏經』『昭和重修法然上人全集』の二つは、

親鸞の真筆本を底本にしてしていると註記しながらも、底本とは全く違った翻刻を示し、法語の組織がえをしており、『真宗聖教全書』のように法語数と題名が矛盾している以上に、問題がある翻刻の仕方をしてるといわなければならない。

次に、『定本親鸞聖人全集』所収のものは、勿論親鸞真筆本を底本としていることはいまでもないが、「又『阿弥陀經』已発願等は」の法語を、独立したような法語のように改行して表記しているのである。もし、これを一法語として数えれば、全体として十九条の法語となり、「法語十八条」という題名とは矛盾してくる。しかし、生桑完明氏の解説を見れば、第一条の法語は「第二十願の果遂」、第二条の法語は「聖浄二門の出世の本懐」と理解されており、「又『阿弥陀經』已発願等は」の法語は独立したものであるなく、第一条の法語として取り扱われていることが分る。

その他、明確な法語の分類を示していないが、宮崎円遵博士は『真宗書誌学の研究』で、平松令三氏は『親鸞聖人真蹟集成』第六卷解説で、浅野教信氏は『西方指南抄の研究』上巻で、靈山勝海氏は『西方指南抄論』で、「法語十八条」説を取られている。

### 三

それでは、生桑完明氏のように第一条の法語を理解する

『西方指南抄』所収「法語十八条」について（永井）

か、万治・元禄の版本や『大正新修大藏經』や『昭和新修法然上人全集』のように、『阿弥陀經』についての法語として二つをまとめて第二条の法語として理解した方がよいのかという問題が残ってくる。どちらの見解も正しい可能性があり、明確な結論を導き出し得ない。それは、すでに述べたように、これらの法語が法然の遺文集や伝記類に対応するものを見つけ世せないと考えられているからである。しかし、法然の遺文集や伝記類にのみ比較できる法語を探索するのではなく、もう少し門弟にまで幅を拡大していくと、対応するいくつかの法語の伝承が見られるのである。第一条の法語も、そのような伝承過程の中で検討をしてみる必要がある。

まず、第一条を示して見ると、

第二十願ハ大綱ノ願ナリ。係念トイフハ三生ノ内ニカナラス果遂  
スヘシ。仮合通計スルニ百年ノ内ニ往生スヘキ也云云。コレ九品往

生ノ義意積ナリ。極大運者ヲモテ三生出サルコ、ロカクノコト

ク積セリ。又阿弥陀經已発願等ハコレ三生之証也ト。

とある。法然が第二十願を直接註釈している遺文はないが、「三生果遂」について内容的にかかわると思われる法語としては、『和語灯録』巻二の「七箇条の起請文」の中に、

としころ日ころいみしく念仏の功をつみたりとも、臨終に悪縁にもあひ、あしき心もおこりぬるものならば、順次の往生はつして、一生二生なりとも、生死のなかれにしたかひてくるしからん

『西方指南抄』所収「法語十八條」について（永井）

一一八

事くちおしき事そか。<sup>(4)</sup>

とあるが、これは第一条と比較できるものではない。ところが、三祖良忠の『浄土宗要集』巻二には、

正信上人自筆記<sup>在<sub>二</sub>尊院<sub>一</sub></sup>云。先師上人示云、人師積<sup>第二十願</sup>或云<sup>二</sup>係念定生願<sup>一</sup>或云<sup>三</sup>三生果遂願<sup>一</sup>後義相<sup>符源空存念</sup>。值<sup>三</sup>弥陀願<sup>一</sup>修念<sup>二</sup>仏行<sup>一</sup>、百年之内決定可<sup>レ</sup>生極樂<sup>一</sup>。然則曠劫之間今年内可<sup>レ</sup>見淨土也。一生二生雖不<sup>レ</sup>往生、第三生決定可<sup>レ</sup>遂。自今已後一生不可<sup>レ</sup>過<sup>二</sup>五六年<sup>一</sup>。又又生間決定可<sup>レ</sup>入淨土故也。云 建長三年後九月二十七日記<sup>之</sup>、湛空<sup>取意</sup>（傍線筆者）

とある。この正信房湛空の自筆の記の内容はほぼ第一条の内容と一致する。しかし、「コレ九品往生ノ義意積ナリ」以下の対応はない。法然の言葉は第一条の法語全文であるのか少し疑問が残る。この湛空の伝承法語と対比して、第一条には法然の法語に門弟の註釈を加えたものが伝承されている可能性も考えて見る必要がある。ともかく、法然の常隨の弟子であり、法然及びその高弟の信空から円頓戒も相伝し、また、法然の中陰三七日の供養の施主となり、『本朝祖師伝記絵詞』四巻をも著したとされる湛空の伝承法語は信憑性が高いといえよう。

さらに第一条と対応する法然門下に伝承された法語を示すと、信瑞の『広疑瑞決集』巻一に、

二十の願は、念仏の行人、もし順次往生をとげずといへども、二

生三生にも、ついに往生をとぐる也。慈惠積<sup>二</sup>此願<sup>一</sup>云、若於<sup>二</sup>此界<sup>一</sup>有<sup>レ</sup>決定業<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>転者、雖<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>順次生<sup>三</sup>我國土<sup>一</sup>而令順後業定得<sup>レ</sup>生矣、又ある人空上人に問云、順次往生せざらん念仏者、いつれの生にか其志をとぐべきと、上人答云、いざしらず、但し二十願の意によらば極樂に心をかけて、弥陀に帰したらんものは、ついに空しからず、往生をとぐべし。其往生をとげん時刻いつとさへず、然れども、のいて是を案るに、普賢の行者を説に、極樂大運者不出三生といへり。是にならずらへば、弥陀の行者も亦た然るべき歟、若然者、その三生の時刻百歳がうちには、念仏衆生はみな以<sup>レ</sup>往生すべきなり。<sup>(5)</sup>（傍線筆者）

とある。この信瑞は信空の弟子で、信空の無観称名の義を鼓吹し、法然の伝記法語が含んでいたとされる『明義進行集』を著している。これら湛空・信瑞という信空に連る人物に第一条と対応する法語が伝承されていることは注意を向けるべきである。

#### 四

第一条の法語と、湛空・信瑞に伝承された法語を比較検討してみると、第一条の法語に対していくつかの疑問が提示できらる。まず、先に問題とした。「又阿弥陀経<sup>イホチヤクソト</sup>已<sup>イホチヤクソト</sup>発願<sup>イホチヤクソト</sup>等ハコレ三生之証也」という法語に対応する内容が、これら湛空・信瑞の伝承法語にないことである。そのことをもって、この法

語を第二条として独立させた法語として考えるべきだという結論を導くには問題があらうが、真蹟本に見られる親鸞の書写の仕方は、先に示したように改行して記されている。そのことと考え合せれば、独立した法語として位置づけられなくもない。もしそうだとしたら、「又云」の「云」が脱落したとも考えられる。ただ内容的には、「三生」について語っているのであり、一つの法語として考えられないことはないが、疑問の残るところである。

次に、「第二十願ハ大綱願ナリ」という表現について、湛空・信瑞の伝承法語に対応するものがない。これは「或人」が「念仏之不審」を法然に問うた言葉なのか、それとも法然の答えの言葉なのか不明である。少くとも、湛空伝承法語には、「係念定生願」と「三生果遂願」の表現であり、「大綱ノ願」という表現はない。親鸞の言葉の可能性もあろう。

また、「係念トイフハ三生ノ内ニカナラス果遂スヘシ」の表現は、湛空伝承の「或云係念定生願或云三生果遂願」後義相ニ符源空存念」(傍編筆者)の言葉または他に伝承した同系統の言葉から親鸞が内容を取って書き下し文にしたように感じられる。また、信瑞の伝承法語の「極楽に心をかけて、弥陀に帰したらんものはついに空しからず、往生をとぐべし」とも対応するところであるが、湛空伝承法語に近いように感じられる。

『西方指南抄』所収「法語十八条」について(永井)

また、「假令通計スルニ百年ノ内ニ往生スヘキ也云」の言葉は、湛空伝承の「百年之内決定可レ生ニ極楽」以下の内容と対応するところである。ただ、ここで注意しなければならぬのは「云」である。ここまで湛空伝承の法語と内容的に対応するとすれば、「云」は湛空伝承の後半の内空を省略したとも考えられる。また「コレ九品往生ノ義意積ナリ」以下は、先に示した湛空伝承法語にはなかったが、信瑞伝承の法語には、それに対応する内容が含まれている。湛空伝承法語にないことにより、門弟の注釈が第一条の法語に含まれている可能性を述べておいたが、信瑞伝承の法語は正しくそれを証明してくれると考えられる。「二十の願は、念仏の行人」は「慈悲積ニ此願ニ云」以下の良源の『九品往生義』の内容と対応するところである。しかし、これは信瑞の言葉か、もしくは信空、また他の門弟の言葉で、法然の言葉ではない。それは「上人答云」以下の表現からも分る。

さらに、「極大遅者モテ三生出サルコ、ロカクノコトク釈セリ」の言葉も、信瑞伝承の法語の後半部分で、「のいて是を案るに、普賢の行者を説に、極大遅者不出三生といへり」以下の言葉に対応するのである。しかも、信瑞伝承の法語のこの部分も法然の言葉ではなく、先に示した部分と同様に、信瑞もしくは信空、または他の門弟のコメントであると考えられる。

## 五

このように見ると、「法語十八条」の第一条の対応法語を検討した結果として、以下のような問題が指摘できる。

第一に、法語数の問題として、第一条が二条になる可能性があることである。これと同様なことは、第十五条「願往生の信実心」と生桑氏により内容が示されている法語にもいえることである。この法語は、まず至誠心の内容を示した後に、さらに三心の解釈を行なっており、それは『和語灯録』所収の「三心義」とほとんど同内容のものである。前半部分の至誠心の解釈と後半部分のそれとは違うのであり、二つの法語として分けられる可能性がある。このような例があるため、あくまで伝承されている法語と対応可能な部分を考えれば、第一条も、生桑氏等が考えられている一法語として取り扱うよりも、二法語として分けて考える必要もあるのではないか、そうすれば、法語の全体数も違い、題名も変更する必要がある。

第二に、第一条の法語は、湛空・信瑞に伝承されている法語との対比検討の結果、湛空伝承系統の法然の言葉が親鸞は用い、さらにそれをそのまま書写するのではなく、自らの言葉で法然の法語を書き直している可能性があり、また、その法語の解釈として、信瑞伝承系統のものを利用していること

が分った。

このように第一条の法語を検討した結果、少くとも、法然が直接門弟に語った言葉が記されているわけではなく、親鸞の何らかの意図が法語書写の時に加味されていた可能性が高いことを指摘しておきたい。このことは「法語十八条」全体の法語に共通していえることではなく、対応する個々の法語を比較検討するなかで判断していくべきである。今後、第二条以下の法語についても、このような作業の上に評価を加えていき、「法語十八条」全体の評価を下したと考えている。

- (1) 『浄土宗大意』にみられる師弟二師の法語——法然真撰・非撰をめぐって——（雲井昭善博士古稀記念『仏教と異宗教』）
- (2) 『浄土宗の大意』と『末灯鈔』（『西方指南抄論』所収）
- (3) 『真蹟集成』五一―二八六―二八七
- (4) 『昭法全』八一―四
- (5) 『淨全』一一―四九下
- (6) 『広疑瑞沢集・利剣名号折伏鈔』八―九

〈キーワード〉 西方指南抄、法語十八条、十七条御法語

（知恩院浄土宗学研究所研究員）